

平成20年5月23日

【部会長】 どうもおはようございます。広報広聴部会は、幸いにしてメンバー変わらずだったと思います。基本枠組みの検討のところからいよいよ条文の作成のところまで、その意味ではメンバー変わらずということで大変ありがたく思っております。お忙しいとは思いますが、また、よろしく願いいたします。

きょう、皆さんにお話ししたいのと言いますと、この条例の目的と用語、最高規範性の問題、情報の共有・公開というこの4項目について皆さんと条文を検討させていただきたいと思っております。進め方としましては、初めに事務局のほうからご説明いただきまして、各項目1つずつ皆様のご意見をちょうだいするという形で進めさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか、そういう形で。

【一同】 結構ですよ。

【部会長】 そしたら、そういう形で進めさせていただきます。

ということで、早速ですけれども、検討事項に関して、まずは事務局のほうからご説明をお願いいたします。

1. 目的について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 まず、皆さんからのご意見を頂戴します。まずは目的として先行市事例の中で、特にここでは名張市をある程度中心に書かれているかと思いますが、そこら辺を含めましてご意見を頂戴したいと思います。

【橋本委員】 じゃ、失礼します。

生駒市のやつで、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることによりと書いてありますが、この市の定義が多摩市と名張市のように市議会、市長という、この括弧つきか何かわからないんですけども、市民及び市の果たすべきというところで市の定義というか範囲というのが要るんじゃないかと思うんですが。

【事務局】 次の用語の意義のところになるかと思いますが、今回「市民」と「市」、「参画」、「協働」という4つの用語を定義しようということで基本構想に……。

【橋本委員】 えっ？

【事務局】 この2項目めで、用語の意義というところで定義……。

【橋本委員】 ここで定義をするからいいということで……。

【事務局】 その中で市という用語の……。

【橋本委員】 定義してありますね。

【事務局】 意義については市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいうということで提案させていただいております、それには市議会も含まれているということでございますので、この目的のところでは、市民及び市ということでさせていただいていきます。

【部会長】 あえて別々にするかどうかということですが、一応ここではむしろ一括というか、市、地方自治体そのものは議会を含むということもありますので、そこで原案としましては、市という形でくくっておこうということだと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

ほかにどなたか。

【荒井委員】 前回の実質的な打ち合わせから6カ月経過しております。それで、その間いろいろ変化が出てきています。そういうことで、まず私自身について言ったら、6カ月頭を冷やすことができたということです。6カ月間経過して感じたことは、例えば後期高齢者医療制度とか、これは後の情報のところでしゃべりたいと思うんですけど。

ずばり1つ申し上げましたら、分かりやすい文章でなければならないということが求められると思うんですけど。もう1回改めて読み直しましたら、必ずしもその線から逸脱しとる面もあるんじゃないかと思えますし。それと先進の自治体の条例を参考にしてマニュアル化しておりますけれども、もうかなり古い条例が案外多いと思うんですね。ですから、あくまでも新しい生駒の条例ということですから、いいところはとって、あとは前回に比べもっと変えるべきところは変えていって、具体的にこの目的ということは非常に大事なことだと思うんですけど、我々の市民自治、あるいは市民の目的というのは住みやすい生駒をつくるということが目的だと思います。そのために、市民自治基本条例をつくったりいろいろやるわけです。ですから、住みやすい生駒をつくるということを文書の中へ入れたらいかかと思ひまして。以上です。

【部会長】 今、荒井さんからいただいたご意見というのは、読みやすいというか分かりやすい文章ということ。もう1つは、基本的にはやっぱり住みやすい、市民にとって住

みやすいまちをつくる、それをむしろ前面に出した形でまとめたかどうかというご意見だったと思うんですが、いかがでしょうか。その点に関しては、例えば自治の基本理念という主権者である市民の権利云々という、どちらかというとかたい文章であるので、おそらくご指摘はそこら辺にも通じるのかと思います。ですから、やっぱり住みやすい生駒をつくるんだということを明示したらどうかというご意見というふうにまとめることができると思いますが。ほかに、今の荒井さんのご意見を踏まえまして何かご意見ちょうだいできますでしょうか。

この基本自治条例そのものもやっぱり地方自治法及び憲法の枠の中で考えなきゃならんということも1つあるかと思いますが、おそらくそのことが地方自治の本旨に基づく云々という文章になるかと思うんですが。

【荒井委員】 ちょっとつけ加えさせていただきますけどね、司法制度改革が今行われておりますけれど、国の司法制度改革。その一環として裁判員制度云々という。司法制度改革の中で、例えば裁判の判決文とか裁判に関する文章あるいは言葉、これが難し過ぎるということが問題になっているわけですね。ですから、できるだけ国民が分かりやすいような文章にする方向にあるわけですから、市民自治基本条例は生駒市の憲法とか言いますから、それに準じるんじゃないかと思ひまして、ちょっと補足させていただきます。

【部会長】 分かりやすい文章をというご指摘なんですが、ほかの方、どなたでもご意見ございますでしょうか。上田さん、何かございますでしょうか。

【上田委員】 おっしゃることはよく分かるんですけどね、ここのところで住みやすい生駒とかいうような文言を入れてしまうと、全体のところで何か1つ1つがみんな漠然としてくるから、かえってさっここを、目的ですので、一定、後のところで……。私、あちこち読んでいたら、何かどこかの部会がそのことについて何かを書いていたような気がして、今ちょっとどこやったかなと思って見ていたんですけどね。だから、その分、文言に関する難しいところの説明というのが、タウンミーティングだとか私たちの自治の説明会のところで話をしていく中で、その文言の解釈も含めて出していくのでいいのと違うのかなというのを思っていたんですけどね。あまりそこのところ、目的のところその基本理念であるということに入るとのことなんですか。

【部会長】 この文章としてかたい文章とするならば、全体としてそうなんですけれども、やっぱり基本理念と主権者云々という部分というのは、どちらか印象としては、何やねんというのは出てくるとは思うんですよね。

【上田委員】 地域社会の創造というのも漠然としているというたらしめている部分なんですよね。だけど、そのことがかえって後のいろんな文言、用語のどこだとか、決めていることだというふうになってくると、かえってそのほうが後に対しての説明がしやすいかなとか、後の条例に関することがつけやすいというような気がして、ここであんまり細かくうたってしまうと、その後の条例2、3、4と来るところが続いていかへんような気がするんですけどね。

【部会長】 それともう1つは、ここの部会だけではなくて、全体とのつながりもあるんですけど。今、上田さんのほうから、分かりやすいというその表現してしまうと、ある意味では限定してしまうところがあるから、逆に問題が出るのではないのかなというご指摘かと思うんです。

【橋本委員】 荒井さんのおっしゃることは非常によく分かるんですけどね、大体条例というのは簡潔に書いていないとなかなかできないと思うんです。だから難しい言葉も使っているんだと思うんです。荒井さんのご指摘のことは、多分オフィシャルの解説本とかそういうところで補っていかないと、条例全部うたったら膨大な条例になるという気がしますので、解説とかパンフレットとか、そういうところで補っていかないと。条例というのを、荒井さんのおっしゃる分かりやすい言葉を使えというのは非常によく分かるんですけども、分かりやすいとはどういうことかと考えますと、だれにとって分かりやすいかなとね。市の職員の人には、これは分かりやすいのかも知れないし、むしろあいまいにしておいたほうがいい面も……。

【部会長】 もう1つは、分かりやすくすることによって逆に事態をあいまいにしてしまうという部分が、実は分かりやすさというのは、ある意味ではもろ刃のやいばで、あいまいにしてしまうということもあると思うんです。そこでここではむしろ、基本、目的等に関してはある程度きっちりしたほうがいいのか、ここではあいまいさを残さないほうがいいのかではないのかな、文章としてですよ、という気も、考え方もあるんです。

【事務局】 荒井委員さんのおっしゃることもよく分かりますが、今の橋本委員さんからご指摘ありましたように、できるだけ条文としては簡潔に書かせていただいて、その中に出てくる文言等で説明が必要な部分については、解説というところの中で説明していくというやり方をとっていきたいと考えています。住みよいまち生駒市のまちづくりをやっていくことが目的やないかというご指摘もございましたけれども、それにつきましては全体にかかわることということで、この部会でまた最終的にご議論いただくことになると思

いますが、前文の中でそういう文言をやわらかい形でうたっていくのがいいんじゃないかということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

【部会長】 2つの考え方というか、ある意味分かりやすくということも大事けれども、ある程度やっぱり明確にしなければならないですから、ここである程度のかたい文章にならざるを得ないんじゃないのかという。それから、文言に関してはある程度解説等々で補うという形で対応したらどうかというふうなご意見かと思うんですが。飯尾さん、何かその点。

【飯尾委員】 僕、これ、今文章見たら文句のつけようがないですわね。それから、私なんかよく会社の約款とかいろんなものをつくって思うんですけども、ある程度多義的というか言葉というのがあまりにもあいまいにすると、結局何か問題が起こったときに、ああでもない、こうでもない。だから、ある程度は限定せざるを得ない。そういう意味では非常に難しい、目的なんかのところ。特に、条例でも個別の細かい条例がありますね、それぞれ。それこそ水道料金どうするねんとか、そういうのとちょっと違いますよね、ここの条例は。言ってみれば、国で言う憲法みたいな。ですから、そういう意味で目的というのは、まあ、こんなところいかなという気もしますけど。あと、いろいろ市町村のをずっと見ても非常に主観的なんです、個性豊かで活力に満ちていると。個性豊かとはどういう意味やねんと、言われたときにね。豊かな地域社会と書いているところもあったりとか。これは、条例としての法律的な言葉ではないんですよね。という、やっぱりこれは条例ですから、言ってみれば地方の法律に準ずるものですから、あまりそういうふうな文章はやっぱりここではしんどいかなというふうな気はしますけど。

【部会長】 春見さん、何かご意見。

【春見委員】 言葉的なものはもうこれ以上にプラスするなり削るなりというところ辺りが難しいぐらいかなとは思っています。先ほどの住みやすい生駒づくり云々というのはやっぱり全部にかかってくるころなので、前文の中で何らかの表現をしていただくのが一番かなと思ひまして。ですから、その文言に関しては、ある程度やっぱり解説文の中で解決できるという形で。言葉というのはやはりいかに短く表現するかと、一番短いところだと思ひるので、表現できる言葉を選ばないかなのしょうけど、長かったら長かったなりの文章がちょっとぼけたりもする可能性もあるかと思ひますので、できるだけ簡単なという表現が当てはまるんでしょうけども、簡単でありかつ短い文章の表現でいくなればもうこれぐらいが限界ではないのかなという気はしますけれども。

【部会長】 今、皆様のご意見をちょうだいした中で、大体、荒井さんの言われることは皆さん重々理解させてもらっているんですが、やっぱりあいまいさ、言葉の分かりやすさということの持つあいまいさとかいろいろ出てきますので、その点では一番この文章での確ではないのかというご意見が多かったかと思われるんですが。そうしますと、それを踏まえまして、一応この文章でまずいいのではないのかなと、一応のところ妥当とするものとして考えていいのではないかというふうに纏めさせてもらってよろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【部会長】 これは、皆さん、荒井さんのご意見を重々踏まえながらというのは、実はこれから解説とかいろんなところで、もっと市民の方に分かってもらえる努力、これはまさに広報広聴部会の役割だと思うんですが、それに少し委ねながら、条例文案としてはこれでよろしいのではないかというふうに纏めさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

【荒井委員】 結構です。

【部会長】 そしたら、目的のところは一応この文章、この文案で進めさせていただきます。

そうしましたら、次の項目をお願いいたします。

2. 用語の意義について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 ここではある程度やっぱり分かりやすさが要求されると思いますが、まず定義としていかがでしょうか。委員の方、ご意見いただきましょうか。荒井さん。

【荒井委員】 皆さんが異議なしだけで話進めましたら前進がありませんから、また意見言わせていただきます。

まず参画について、意義ですから詳しく説明する必要があると思います。市民参加の基本原則として、情報共有、信頼・連帯、学習、相互理解と協働、判断・選択、効率・効果、これが市民参画の基本原則です。ですから、こういうのを参画の意義というところへ入れられたらいかがかと思います。

もう1つ、協働について。

前回でも申し上げましたが協働の三原則というのは、1番、自主自立、対等。2つ目が相互理解、目的共有。3番目が公平、公正、公開、この3つがあります。このつくった文章では、相互理解と対等しか入っておりませんからね。あとの自主自立、目的共有、公平、

公正、公開、こういうようなものを同じく入れられたらいかがかと思います。以上です。

【部会長】　　まず初めの参画のところですが、今荒井さんからいただいたご意見、むしろ計画実施及び評価ということのある程度具体的な形で示されたらどうかというふうになるかと思うんです。

それから、もう1つの協働というのに関しては、さらにつけ加えるべきこともあるだろうというところなんですけど、ほかに。まずは荒井さんのご意見をちょうだいしたんですが。まず荒井さんのご意見を踏まえながらも、この原案に対して何かご意見、ございますでしょうか。

【飯尾委員】　　それ、全然別の話というか、どこの自治体の定義も、抽象的に市議会とか書いてあるわけなんですけど、これ、まるでとんでもないかもしれないですけど、本来ここは生駒市民とか生駒市のことを言うているわけですよ、定義的には。これ、ここで書いている市議会とか市と言っちゃったら、本来の定義の意味で言うと、漠然とした市とか市民になっちゃうんですね、ほんとうの定義の厳密さでいくと。どこも、これを見たらそういうふうになっているから、おそらくどこもつくるときに前のを参照にしてつくるんですけど、本来これは名張市の行政機関のことを言っているわけじゃないし、市民を言っているわけでもないんですけど、要は生駒市のことを言っているわけですよ。この定義集では、生駒のイも出てこないわけですよ。そこがちょっと、これはほんまに非常にとんでもない質問かもしれないんですけど、これ、本来はそれでいいのかなという気はするんですけどね。

【部会長】　　一般化した言い方でいいのかどうかということだと思っただけなんです。

【飯尾委員】　　いや、だからこれ定義の話ですからね、ここでずっとこれから出てくる市とか、生駒市民とか、そんなのを一々書く必要ないですよ、それぞれのところです。ただ、定義の1番のところ、ここで言っている市民は名張市民でも奈良市民でもないわけですよ。

【部会長】　　生駒市やと。

【飯尾委員】　　生駒市であり生駒市民であるんですけど、どこでの定義のところでそういうのは出てこないということですよ。

【部会長】　　これは大変重要な指摘かなと思うんですけど。

【飯尾委員】　　だから、憲法でも一緒に、あれはあくまでもあそこで国民は日本国民であってアメリカ国民でも何でもないわけですよ。憲法の定義集はないんですけど、定義

集をつくるようになったら、そのところははっきりさせておかないと。皆、当たり前だということでどうも言っておるような気がするんですけど、けどどうなのかなという気はあるんです。

【部会長】 これ、生駒市のものやから、ここできちっと初めに生駒市ということを明言すべきやと。

【飯尾委員】 定義集ですからね。

【部会長】 というご意見。

【飯尾委員】 それがどこにもないということですよ。だから目的のところに生駒市だけがぽっと出てくるのは、どう見ても市民とか市というのは生駒市か生駒市民であって、お隣の平群町ではないわけですけど、定義集には何も書いていないということ。

【部会長】 大変重要な指摘かと思うんですが、もともとこれは生駒市だから生駒が……。

【飯尾委員】 おそらくこれはもう当たり前の大前提でなっておると思うんですよ、もともと。だから、私が言いたいのは定義集というのは、定義を決めるところで当たり前のところを抜いていいんですかということです。

【部会長】 荒井さん。

【荒井委員】 それについても私の考えを申し上げますと、これ、生駒市の市民自治基本条例ですね。生駒市の市民自治基本条例だったらこれでいいと思います。市民言うたら生駒市民です。

【部会長】 あえてそこで明言することもないやろうという。ちょうど2つのご意見が出たんですが。ただ、生駒市うたっては、生駒市という形にしてしまったときに、万が一また大同合併して生駒市というのがなくなったときになんてということを今ちらっと考えたんですが。そこまではおそらく考えてへんやろうし、そうなるとここではやっぱり生駒市とするもののデメリットはあまりないやろうと。もしデメリットとしたら、未来のときに大合併なんていうようなことがあったときにどうするのという話になります。そしたら、またそこで議論されなきゃならないから、その点ではやっぱりここで生駒市という形で明言してもいいのかなというふうに。

【橋本委員】 飯尾さんのおっしゃる件につきましては、定義のところ、「この条例において」と、この条例と書いてありますから、この条例というのは定義のところ、この条例は生駒市におけると書いてありますから、目的のところ、ね。だから、この条例とい

うことですべてを生駒市というように限定しているんじゃないでしょうかね。何かちょっとあまり僕は法律のことはよく分かりませんが。

【飯尾委員】 いや、私も別にあれですよ、問題提起するのは、あれで……。

【橋本委員】 これの主語というか、生駒市内に居住する、生駒市議会、生駒市の施策や生駒市民等とか、全部生駒を入れたら……。

【部会長】 ちょっと煩雑過ぎると思います。

【橋本委員】 「この条例において」と、「この」が入っているということで。そのことを思いますと、この基本構想の中で「使用する用語のうち」と書いてあるように、この条例において使用する用語のうちと、「この条例」というのを入れてもらわないといけないんじゃないかなとは思いますがね。どうなんですかね。この条例と、すべてのことですかね。

【部会長】 事務局のほうではその点どういう……。

【事務局】 私、事務局としての意見じゃなくて、私も飯尾さんと同じように読んでいてちょっと感じたんですよ、これは個人的な意見ですけども。先ほどおっしゃるように、生駒市の自治基本条例ですから、そうかと言って、こういうふうに漠然と地方公共団体というというのも何か変な感じもしないでもないと思います。ここでいう市というのは生駒市のことを指しているわけですから、その地方公共団体をいうとか、市内で事業を営むものをいうとか、こういうふうな定義の仕方というのは、何か法的な、法律の定義の仕方、いろんな地方公共団体にも当てはまるその中の定義の仕方みたいな感じがしましたんで、それで飯尾さんと同じような感じを持ったんですけどもね。事務局とは別に相談してないんですけどね。その辺は、先ほどおっしゃったことも踏まえて、一遍ちょっと法制ともどういうふうに読めるかどうかというような、その確認もさせていただこうとは思いますが。

【部会長】 例えば日本国憲法では、日本国民はという形でぼんと言っております。当然なんですけども、だからそういう意味で生駒市の憲法と銘打つ以上、やっぱり生駒市民はというふうな、どこかできちっと言ったらどうかという気も、その意味では飯尾さんの意見なんですけども。ただもう1つは、荒井さん、橋本さん、あまりそうちょっと煩雑になる、表現として煩雑になるかなという。すべて生駒市、理解を持っているのかなという。ただ1つ言えることは何かといたら、例えば地方公共のというところで、市議会及びこういう執行を含めた地方公共団体というところはむしろ一般的過ぎるかなという気もするんですけどね。済みません、そこら辺、そしたら。

【上田委員】 今、先ほど荒井さんがおっしゃったほど細かく入れる必要は、私はないと思っているんですよ。それでその参画のところは、私たちがよく使う言葉、このごろ参画という言葉を使わないんですよ。企画という言葉が使われている。企画、実施、評価という、必要な三原則みたいなことですね。それでそういう使い方をするので、今計画という言葉がどうなのかなというのをちょっとひっかかっただけで、全体としては、私は問題ないなと考えていたんですけど。それとその協働のところは、補完し協力をするという部分ですね。その補完という言葉が、ああい言葉が入っているなと思ったんですけど、対等の立場で相互に協力することをいうというほうが、「補完し」というたら、あんたここやれというのが入れへんかということが、入って来る言葉が、自分たちの中ではどうなのかなというのが、すごくひっかかった部分としてはその2点がひっかかって、ただそれがどうやねんということじゃなくて、ただこのことに関して私たちが今使っている自分たちの中の、自分たちの団体の中の部分では、ちょっとそういう言葉の使い方がしたりしなかったりということがあるので、どうなのかなというのは自分の中では思っていたんですけど。

【部会長】 今1つ、文言のところは、計画と……。通常このごろは企画を。計画と企画はどう違うねんということになると……。

【上田委員】 参画という言葉がね。

【部会長】 こういうところの問題。それから、相互に協力し、全体的にはこの文案でいい、ある程度は、荒井さんの言われるようなことも含まれるんじゃないかというご意見かと思うんですが。今の荒井さんのご意見、それから飯尾さんのご意見も含めまして、山田さん、何かお考えいただけたらと思うんですが。

【山田委員】 今さっきおっしゃったように、この条例というのがもうあるんだから、これは生駒市のものなんだから、わざわざ入れなくてもいいんじゃないかなとは思ったんです。

【部会長】 難しいですね。それぞれ、ご意見、もっともと思うんですが。

【飯尾委員】 それとあれでしょう、この定義集に協働とか参画というのを入れるかどうかもありますよね。要するに、ここで言う市民とか市というのは、ある程度定義づけしとかないと、何のこっちゃようわからないということになります。ただ、荒井さんおっしゃるように参画とか協働というのは非常に多義的な言葉でもあるわけですから。そうすると、いろんな考え方があって、そこで定義集で、ここがちょっと、その参画や協働という言葉で定義づけできるかという問題もありますよね。

【部会長】 逆にあいまいな……。

【飯尾委員】 時代によってこの辺が、今さっきもおっしゃられたように、やれ計画という言葉が、時代によっては企画とか。補完というのでも我々もあんまりよく使いたくはないというようなものがあったりしている。変に参画や協働あたりを定義づけしてしまうと、条例ってずっと10年、20年動いていきますわね。そうすると、どうなのかなという気も私はするんです。

【部会長】 その点で言うと、やっぱり今飯尾さんの言うように、市民、市というようなことと協働、参画というのはちょっと性質の違うものだと思うんです。

【飯尾委員】 そうですね。

【部会長】 というのは、参画、協働というのは行動に対する規定ですし、それから市、市民はそのものに対するのをどんなふうにとらえるのかということになりますので、その意味では性質が違います。行動の規定になりますとちょっと社会情勢の変化の中で大きく影響を受けてしまう部分というか、逆にそれを縛ってしまうんじゃないかという部分も多分出てくるのではないかという、そういう飯尾さんのご意見なんですけど。そうなりますと、これはもう市民と市ということ、その条例を支えている部分はというだけでええのかなという議論もあるんですけど。

【事務局】 いろんな言葉がこの条例の中に出てきます。一定共通認識を図ることが必要だということで、基本構想の中でこの4つを、市民、市、参画、協働というのを定義しましょうということ載せていただいたということで。ただ飯尾委員さんおっしゃるように、今後の社会情勢とか経済情勢の変化に伴って、当然その意味合いというのも変わってくる要素というのは、参画とか、協働という言葉の中には出てくる可能性というか、それは十分あり得ると思うんです。ですから、それについてはまた別途ある項目、最後の項目といいますか、条例の見直しというところで、時代経過による条例の形骸化を防止するとか、その条例が市民の関心を持ち続けられている条例になっているかどうかというようなそういったところで検証をしていくために、条例を見直すということも規定を設けておりますので、そういった部分でもし必要があれば、参画、協働という定義においても、文言も見直す必要は可能性としてはあろうかと思えますけれども、基本的にこの条例の中で、主にこの市民、市、参画、協働という言葉が多く出てまいりますので、それについて共通認識を図っていく必要があるだろうということに基づく、協議結果に基づく、定義でございますので、その辺はちょっとご理解のほど、よろしく願いいたします。

【部会長】 事務局のほうから、実は前の基本構想のときに一応協働、参画という言葉を出しましたのでという、これまでの流れのことが1つ。それから、前提がまた違った言い方をすると、だれが何をやるねんという言い方はあれですけども、だれがの部分が主要のウエート、それから何をやるということに関する協働、参画という形を。そこで、だれが何をやるかということに関する規定をここでしているんだというふうに考えてもいいかなと思いますけど。

ちょっといろんなご意見が出たんですが、まずちょっと整理します。まず、荒井さんの文言、問題提起されたこと。それからもう1つは、例えばそれは計画、実施及び評価というこれだけにまとめ、むしろそれを具体的に書いたらいいのではないかというようなご指摘。もう1つそれから、飯尾さんのほうに今度生駒市ということをもっと明言すべきかということ。それから、もう1つさらに今3つ目として、定義としてこの4つの言葉を上げるかという、そしてそれを説明するというこの3つの問題、ご意見が出たんですが、まず荒井さんのご意見をまとめさせていただきます。もうちょっと具体的に表現したらいいのではないかということと、それからそれに関しては、この文言でいいのではないかというご意見と2つございましたけれども。それに対してどなたか最終的にですけど、ございませうか。

【飯尾委員】 解説は当然つくんですよね、それぞれの。

【部会長】 つきますね。

【事務局】 ございます。

【飯尾委員】 ほな、荒井さんがおっしゃっていることは、ごもっともなことやと私は思うんですが、そういうところにちゃんと。あまり定義が長くなると、これも冗長になりますね。おっしゃることはそのとおりだと思います。そういうのをちゃんと解説のほうで反映してもらって、背景はこうこうでこういうことやということになっちゃうやんということでしょうね。

【部会長】 今、飯尾さんにまとめていただいたと思うんですけど、一応、解説のほうである程度フォローしたらどうかと。結局、定義ですからあまり長くなると、決しいとは言えない。分かりやすいものには逆になりませんので、むしろある程度短く簡潔な表現のほうがいいであろうと。それを解説のほうでフォローしていくという附帯条件をつけて、これでどうかというんですが、荒井さん、それでよろしいでしょうか。

【荒井委員】 はい、結構です。

【部会長】 そしたらそういう形で……。

【荒井委員】 しゃべったのを、控え、とっていただいておりますか。

【部会長】 はい。

【飯尾委員】 今、私も荒井さんのご意見に関連するんですけどね、こういう議論はちゃんと反映を、これは国会なんかの法律でも、あれやると10年、20年たつと、こういう過程で法律にやったというのが分かるでしょう、こういうことだと。それはちゃんと事務局としてつくっていてもろうて、解説文のもとというのがもしあれば、出るような形にはしておいてほしいですね。

【安原委員】 ここの議事録やね。

【部会長】 議論のプロセス……。

【飯尾委員】 こういう議論がこうなって……。

【部会長】 があって、実はそうだという。

【飯尾委員】 こういうことがもっと分かるような、またそれはつくってもらわないという気はしますね。それはお願いしておきたいと思います。

【部会長】 はい、お願いいたします。

【飯尾委員】 これはもう法律と同じ……。

【安原委員】 そういう意見があったということな。

【飯尾委員】 そうです。

【部会長】 その中で、ある程度こういう形で集約したというプロセス。はじめからそういう結論がぼんと出ているんじゃないんだということは、何らかの形でドキュメントとして、していただく。

【事務局】 毎回、前回もしたと思うんですが、この議事録をお渡ししていると思います。

【飯尾委員】 あれをまた整理してもらって、それを……。

【事務局】 昨年同様でしていきます。

【飯尾委員】 データベース化してもらおうとか、そういうのをしてほしいなど。

【橋本委員】 ちょっと非常に細かい話ですけど、市とは普通地方公共団体と書いてあります。普通という、普通じゃない地方公共団体、この普通というのは何ですか、これ。普通じゃない地方公共団体、特殊地方公共団体。

【事務局】 特別地方公共団体というのがあると思うんです。

【橋本委員】 それは入らないんですか。

【事務局】 生駒市は、その特別地方公共団体ではないです。

【事務局】 生駒市については、普通地方公共団体です。

【事務局】 それは、一部事務組合みたいなものが特別地方公共団体です。だから広域的に。

【橋本委員】 そうですか、いやいやちょっと僕は知らないのですが、特別地方公共団体というのがあるわけですか。

【部会長】 特別区とかいう形であります。通常の中で、普通地方公共団体という言葉が地方自治法のほうで使われております。

【橋本委員】 自治法のほうでそういうのを、そうですか、ちょっと私知らなかったもので。

【部会長】 まず、第1点のほうの文言に関してはそういった形で。解説のほうでつけていく。それともう1つは、附带的に。この議論の、審議のプロセスもドキュメントとして残して明記してほしいということをつけ加えておきます。

それから、定義としてこの4つの項目を取り上げたんですが、今飯尾さんのほうから2つでいいんじゃないかというようなこともありましたけども、実はその前の基本構想のほうで一応4つということですから、それを引き継いでいる形ですので、一応この4項目で考えさせてもらうということにいたします。

もう1つは、最終的に生駒市というものをつけるべきかどうかというのが残っているんですが、これはいかがでしょうか。1つは、これもほぼこの条例という形でもう言っているから、生駒市ということもつけ加えなくていいのではないかとということと、ここでやっぱ生駒市というのを明言したらどうかということと、それぞれごもっともなことなんですが。

【安原委員】 先ほど、今橋本さんがおっしゃったように、この条例はというところに、この生駒市というのを最初から定義されているという意味ですので、これは……。

【部会長】 それをかぶせてしまっていると。ということで、あえて生駒市ということをつけ加えなくてもいいんじゃないかという。もう一方、山田さん、どうでしょう、その点に関しては。

【山田委員】 私は先ほど、だから、生駒市というのは改めて入れなくてもいいと思うんです。

【部会長】 この条例はということで先に言っておりますから、あえてここで生駒市と

いうことを繰り返し述べることもないだろうというご意見のほうがちょっと多いということで、ちょっとそのほうが多うございますので、一応ここでは生駒市とあえてつけずに、この条例はという形でやっているのという形で、基本的にはこの原案の文案でしたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

【安原委員】 それと、先ほど荒井さんのおっしゃられたことを、解説の中でしていただくようにね。

【部会長】 つけていくと。ここである程度議論されたことは解説のほうで反映していただく……。

【安原委員】 こういうご意見もあったということは、議事録として残してもらおうと。

【部会長】 それでよろしいでしょうか。事務局、よろしくお願ひいたします。

そしたら、それで基本構想の用語の定義というところは……。

【春見委員】 ちょっといいですかね。このほかの事例を見ていたら、定義と書いているところと、用語の定義と書いているところがありますよね。多摩市やったら定義、伊賀市やったら用語の定義とあるじゃないですか。あえてこれを定義として選んだのは何か理由はあるのかなど、用語のということを選ばなかったのは。何を、それを言うかといいますと、ちょっと考えてみたところ、定義の1番と2番というのは、市民、市というのはどちらかというと名詞的要素であって、3番、4番は動詞的な要素がありますよね。定義と言うならば、1番、2番の名詞的要素だけでもええのかなど。用語の定義となってきたら、動詞的なものも入れるのかなというように、ちょっと変なこだわりを今ふと思ってしまったんですけどね。この辺で、そういう定義なのか、用語の定義なのか、あえて定義を使っては何か意図があるのかなという気がしたんですけども、これはこんなにこだわる必要のないものという。

【飯尾委員】 普通私らでも約款とかつくるときは、定義するときは、その用語とつけますけどね。言葉のあれですから、中身は問題になりますね。

【春見委員】 僕は去年からお世話になっていますけど、用語というのは、皆さんのご理解する用語でも、僕が理解できていない用語はいっぱい出てきます。ここであえて用語の定義みたいになってきたら、もっと分からんことがいっぱいありますという気もするので、ここの定義の意味と用語の、用語集じゃないですけども、というのがほんとうに分かりやすい言葉で書いているのは、荒井さんの話じゃないですけどね、分かりやすい言葉で書いてもらうものがほんとうの用語集というんではないかなという気がしたので。

ここであえて定義とだけで抑えておられるのは、そういう意味もあるのかなという気はしていたんですけど。あまり突っ込んだ話ではないかと思うんですけど。

【部会長】 事務局のほうは何かその件に関して、何らかの意図等を持って……。

【春見委員】 別に追求しているわけでも何でもないんで。定義と、用語の定義と書いているのであれば定義と書いているけど、何で定義という言葉を使ったのかなというその辺で思ってしまったんですけど。

【部会長】 用語の定義は……。

【春見委員】 であれば、もうもとの用語の定義になっていますし……。

【部会長】 あとは定義でいいですね。

【春見委員】 定義になってくると、市民自治の定義という形のものも含めたらどうなのかと思ったりもする。また、その意図は違うのかも知れないんですけどね。ふと思いましたが、済みません。

【事務局】 そうすると、その括弧のところに入りますね、定義の。その見出しのところですね。

【春見委員】 そうですね。

【飯尾委員】 意義のほうは、定義よりいいでしょう。言葉として、もっと漠然としますよ、用語の意義という。定義というのはある程度サクツという。意義というの、何か、だからごまかすときは意義を使う。私もよくやるんですけどね、意義とかでやると。ごまかしと違うという。定義やったら定めるとなっていますね。

【安原委員】 ちょっと研究しておいて。

【部会長】 一応それもちょうと宿題としましょう。

ということで一応定義の問題は、ここで基本的には原案の文案を採択するという形でまとめさせてもらいます。

第3番目としまして、この条例が最高規範であるということを、何か位置づけということについて、ちょっとまた事務局のほうでご説明お願いいたします。

3. 最高規範性・位置付けについて <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 これについてまたご意見をちょうだいします。

【荒井委員】 この文章でよろしいんですけど、ちょっと気になることは、条例違反した場合、法的な拘束力云々ということはこの条例の解説案のところへまた入れてくる必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。ほかの項目で入っとるんやったらよろしいですが。

【部会長】 今、ご意見いただいたのは、結局条例違反をしたときどうするねんという。ただそれに関しては、例えばいろんな他の条例の判断するときの基準として考えているので、これには違反云々ということに関しては明言することはなくてもいいのではないのかなと思うんです。というか、ほかのさまざまな条例とのかかわり合いで具体的に became なったときに、その判断が困るときには、この基本自治条例を判断基準にしますというところになるかと思います。そうすると、ここで改めてこの条例違反に対してどうするかということに関する文言は入れなくてもいいのではないのかなというふうには、私は考えますが、ほかにどなたかご意見。

【飯尾委員】 これ、法律的に見まして、国でしたら憲法があって法律があるでしょう。憲法は最高規範性とうたっていますけど、そのかわりそれを担保するように、日本国憲法には硬性憲法、かたい憲法と言われるように、それだけの手続的に担保しているわけです。これだけの改正に国会議員の同意が必要で、国民投票もありますよと、それ今やっていますわね。条例というのは、今は日本国憲法の地方自治法でそんなことは定めていませんわ。だから、この条例だけ定めなさいと。要するに、この最高規範性のあるこれだけは、こういう手続でこうしなさいと、地方自治法にはどこにもうたっていませんね。だから、言ってみれば、荒井さんはおそらくそこについてはと思うんやけど、私も何ぼ最高規範やといっても、手続的には何の担保もないんですよ。それが、これがもしどこかの条例がこれに反するとなると、例えば司法の場に出てくると、裁判等でね。そしたら裁判所のほうとしても、こっちは違反やからどうのこうのと、手続的に一緒の市議会で通すわけでしょ。市議会で過半数やったら過半数で通る、で、こっちの条例が出てくるので、こっちの条例も同じですわ。そっちの条例だけは全会一致ということはありませんよ。だから、何か理念だけになっちゃうのかなというのもあるんですよ。だから、あとはもう我々市民が結局一生懸命ここは頭に入れて目を光らすしかない。最後は憲法も一緒なんですけどね、どこまで国民がやっぱり憲法というものを守るかということに尽きるんでしょうけどね。

特に、条例はもう。罰則を何ぼここに入れても……。何かそんな気がしてね。それはどうなんですかね。

【荒井委員】 いろいろ新聞等マスコミの報道で得た情報ですけど、市民が条例を破る場合があって、訴訟に持ち込まれるというようなケースが多々ありますね。飯尾さんが今さっき言われましたけど、その場合に裁判所が判断するわけですけど、私の記憶では、非常にこの自治基本条例については法的に、法律に準じた効力があるというふうに理解しておるんですけど、どなたか専門的な知識がある方、ちょっと教えてほしいんですけど。ここへ入れる入れないというようなこと以前の問題で、市民自治基本条例といたら、市民のための条例ですから、市民が理解せんといかんわけですね、条例の項目に出てきましたら。そうすると、私が今質問したような事態が、質問、疑問を皆持つと思うんです。それだけですよね。

【部会長】 難しい問題になりましたね。

【橋本委員】 結局荒井さんがおっしゃる意味は、違反した場合の罰則規定をここへ入れたらどうかという、単純に言えばそういう意味ですか。

【荒井委員】 いや、そんなに具体的に罰則規定云々でなしに、抽象的でもいいですから、罰則……。

【橋本委員】 罰せられますよと。

【荒井委員】 そうそう、それを入れるとか。いや、だからそれは……。

【飯尾委員】 おっしゃるのは私もよく分かるんです。分かるけれども、今の基本的に地方自治法とか法律上の問題でね、結局最高規範性というのはやっぱりそれなりに手続的に担保されていないといかんわけでしょう。何遍も言いますが。どっちも議会で、私ら何ぼこう言うもったって、条例にならないです、ここで何ぼ言うもったって。これはやっぱり議会に諮って、議会でも下手したら、また修正があるかも知れません。最終的にそれで条例になるわけでしょう、ここで何ぼ言うもったって。また別の条例は条例で、要するにまた議会に諮ってやっていくと。そうすると、何かこれに反するような条例が出てきても、今の地方自治法とか憲法の枠の中では地位は同じなんでしょう。

【部会長】 そういうことですね。

【飯尾委員】 憲法とこっち、ちょっと違う。そうすると、私は何か何ぼ書いても絵にかいたもちになると、最高規範性というのはね、それを言いたいわけですよ。

【事務局】 条例とかいうのは当然市のほうから提案、議員も議員立法として提案権は

あるんですけれども、これから市民自治基本条例というのが定まっていくなれば、それで市としての条例を制定した段階ではこの分も縛られてきますので、当然ほかのものについてはこの逸脱するようなことはできないと、当然出てきますよね。

【部会長】 やっぱりそういう意味での最高規範性ですよ。

【事務局】 はい。だから、あくまでもこの基本条例の趣旨とかいうものに、全く違うもの、誤ったものというのは、当然ならないんです。

【荒井委員】 最近よくある例では、環境何とか法という条例があって、これは病院の周り半径500メートル以内にパチンコ屋をつくったらいかんというのがありますよね。何の条例か法律の知識ないですけど。それに……。

【事務局】 ありますね。

【荒井委員】 それに違反した場合の訴訟が行われて云々というのがありましたけどね。結局、私の記憶……。

【事務局】 学校の周囲、ラブホテルもね。

【荒井委員】 そうそう。それから、これから生駒の場合、まだ直面してないから分かりませんが、そういうのが、それに類するようなものが起こってきた場合に、私の記憶では、訴訟を起こしても市の条例があるから、それが効力を発揮して業者が負けたというような記憶があります。ですから、それについてもその程度であいまいですから、できたら、私が自分で調べてみると、電話一本で分かりますけどもな、ぜひとも聞きたい。事務局あたりでいかがでございますか。調べていただいて。大事なことやと思います。

【部会長】 ちょっと僕、今、ディメンションがちょっと違うのかなと。これはむしろ各さまざま他の条例及び市の活動に対する最高規範性の問題を今ここでうたっていると思うので、今荒井さんが提起された例というのは、むしろある1つの法に対してどうなのかという、その判断に対して条例がどれだけの効力があるかという問題になるかなと思いますので、そこでちょっと議論する問題が、そこら辺ちょっとディメンションが違うのかなと思います。

【上田委員】 最高規範であるということで、それを尊重して適合を図らなければならないという、しなければならないというのは、そのの部分だけで、あとそれに基づいていろんな下というか条例等が出てきて、そののところで、例えば環境の部門で、ごみ出しを守らなきゃいかん、ちっちゃいことですけど、その人たちはどうするかというのは、この部分で出てきたとこのあれだから、そこが違うと思うんですよ。

【部会長】 対応していけばいいんじゃないかなと思う。ですから、今上田さん言われたとおりに、ある意味では、いろんな市として今後の条例等をやる時に1つの体系化していくときの骨格というか、体系化していくための一番初めの判断基準がこれやねんという、そういうことだと思うんです。その面で今ご提示された例はちょっと違うかなと。ですから、各条例のほうの違反の判断をどうしようかという問題だと思います。

【事務局】 そしたら先ほど、荒井さんもおっしゃられた何か病院の半径500メートル以内にはラブホテルとかそういうものは建てられないというのは、当然建築基準法上でも、通常法律上で定めている以外に市のほうで上乗せで縛りをかけている場合があると思うんですね。そのときに、建築業者がこれは建築基準法では建てられるのに、条例に単に違反しているからという格好で訴訟されて、市が負けているような場合もありますけども、そこはあくまでも国の法律、建築基準法とか以外で上乗せでかけている縛りについては、当然その縛りの中でも一応罰則等は規定があって、それで処理したとしても結果的に訴訟の段階で市が負けているという場合も、確かに中にはあります。

【荒井委員】 その件について申し上げますと、法律と二重になつとる場合もあるんですね。

【事務局】 上乗せですね。

【荒井委員】 そうでなく、これからは非常に高度化、複雑化されてくると、市の景観条例があるのかどうか知りませんが、土地の分筆の問題なども出てくるわけです。これ、詳しくまだ調べておりませんがね。法的には全然そんなのはないはずですからね、分筆については。そうなると、仮に条例で分筆については自治会の了解を得る必要があるとか、近隣の了解を得る必要があるとか決めとった場合、だから条例しかない場合は、法律は全然、単独の場合、その場合にどうなるかという質問ですね。

【部会長】 だから、それとちょっとここでの基本自治条例の最高規範性の問題とはちょっと……。僕、ちょっとそこら辺よく分からへんのですけど。

【荒井委員】 部会長がおっしゃられるのもよく分かるんですけど、この際、最高規範云々とは別に考えていることとした場合、しかし私が申し上げることについては、これ、この条例の制定について避けて通れないと思うんですよ。効力、法的な拘束力云々については。それはちゃんとしとったほうがいいと思うんです。

【事務局】 例えば個々の条例のもっと具体的に、例えば市民の方にそれを義務化するような条例であるとか、あるいはそれを規制をかける条例であるとか、そういうようなも

のについては、当然それを違反したときに罰則規定か、そういったものも当然載せるべきであろうというふうに思うんですね。これについては、市全体の自治の推進に対しての基本的な理念をまとめた条例ですから、だから、当然これに基づいて、いろんな個々の条例というのは、当然これに基づいてやっていくというふうなその規定の仕方ですから、それを例えば違反したときにはどうやねんというふうなことまで規定するような条例ではないというふうには考えているんです。

【部会長】 どうもおそらく1つは各条例のところで罰則規定のところで対応できる。その条例そのものが正当性を担保するのがこれやねんと、この自治条例なんだというふう考えたらいいのかなというふうには思う。この条例自身が、あえてそれを反することに対することは言わなくてもええのかなという。だから、例えば憲法違反しているけど憲法違反したらどうかと、あんまり僕はそこら辺よく分からないですけども。

【荒井委員】 提案ですけど、議論しとったらこれだけで昼過ぎますから、私が提起しとる問題について、できましたら調べていただきたい。もし、できない言うたら私がやります。以上です。

【部会長】 そうすると、この部分はペンディングという。

【事務局】 言っておられることは十分理解、僕できないんですけども。

【荒井委員】 どういう点が理解できないんですか。

【事務局】 この市民自治基本条例上でそういう罰則とか、市民の方が違反した場合等について罰則等を定めるというような内容をおっしゃっているんですね。じゃないんですか。

【部会長】 等を、つけ加えるべきだということでしょうか？

【荒井委員】 つけ加える、つけ加え……、そうですね。できたらここへつけ加えたいというのが1つと、もう1つは現実にどうなっとるか知りたい気がしますね。今、ちょっと話して横道にそれですけどね、これからタウンミーティングやりますよね、タウンミーティングを。それで基本自治条例についてやりますよね。市民からそういう質問が来た場合、条例をつくるけど、それを違反した場合どうなるかというのを聞かれた場合に、今の状態だったら返事ができんでしょう。

【事務局】 だから先ほど申したように、それは個々の条例が……。

【部会長】 個々の条例で対応できるので。その条例そのものの正当性を担保するのがこれでしょうという……。

【事務局】 はい。そういう説明になります。

【部会長】 説明になるんじゃないかなと思うんです。ですから、違反云々というのは、実はこれに対する違反ではなくて、各条例に対する違反として発生するわけで、じゃ、その条例そのものの正当性、妥当性はここで一応担保しましょうということなので、そういう構造になっておりますから、ここであえて私は罰則云々ということについては言及しなくてもいいのではないのかと。ほかのところも最高規範ということだけで、最高規範というのはそういうような性質のものではないかなというふうに思う。

【事務局】 この自治基本条例というのは、そもそもほかの先進市の条例を見ていただいてもそうなんですけども、違反した場合の規定というようなものは設けていない。というのは、あくまでもこれは例えば市が今条例に違反して、ほかの条例の制定改廃等に当たって、その最高規範のこの条例とは違いますねと言われたときは、市がその責めを負うこととなりますけれども、市民に対しては、その市民の権利と、その市民が果たすべき役割を努力規定として書いておりますので、その規定に反してどうのということはありませんと思うんです。だから、個別に市民の権利等を縛るような条例等については、個別の条例でそれは規定がありますから、そちらのほうの条例違反についての罰則規定等が当然出てくる可能性はありますけども、自治基本条例の中での市民に対しての規定の仕方ですら違反しているというようなことは問えないと思います。

【部会長】 実は、ここで罰則規定をしてしまうと、例えば市民の自発的な意思で出たときに、それがこことぶつかったときにどうしますという問題。直接ここで考えなきゃならんということになる。繰り返しますけれども、これはむしろ1つの市としていろんな条例の体系化の中の中心になるものであり、その意味での最高規範性を担保するものやということですから、いろんな事象自体は各条例の中で発生し、その条例の中で対応していけばいいやろうということになるかと思うんです。これはむしろ市及び市民が何をすべきやねん、何をしたらええねんというような、そういう意味での今事務局が言われた、ある意味では努力目標。しかしそうすると、努力に達していないからといって罰則はでけへんやろうということも出てくると思うんです。

【橋本委員】 今、おっしゃったとおりで僕はいいじゃないかなと思いますけどね。

【部会長】 ちょっとディメンションが違うのかなという、問題意識のディメンションがちよっと違うのかなというふうには思っておるんですが。何かほかに。ということで。

【安原委員】 条例自体、この規範性はこれでええのと違いますか。

【部会長】 ほんとうにさまざまな事柄に対しては、各条例の中で対応するというところで、その中で罰則もその中に規定されるという形で考えていけばいいのではないかとこのふうには思っておるんですが、それでよろしいでしょうか。ほかにまだ。一応私のほうとしては、荒井さんのご意見も重々尊重、やはり一応この文案である程度まとめさせてもらえたらありがたいんですが。

【事務局】 条例解説案の例示なんですけれども、2行目の真ん中のほうのところで、「他の条例規則の改廃に当たっても」となっているところで、「制定」が抜けておりますので、「制定改廃に当たっても」ということにしていただきたいと思っております。

【部会長】 他の条例、そうやね、制定。ですから。

【上田委員】 ここでうたっていますよね。この条例の趣旨を尊重するというのでね。

【部会長】 個々のことは、実は全部個々の条例違反という形で発生するわけで、実はこの基本条例の違反という形では個々のことは、即ストレートにという形は多分出てこないというふうに考えておりますので、一応この文案でまとめさせてもらえたらと思うんです。

【一同】 はい。

【部会長】 一応、ご賛成を受けましたので、そういう形でやってください。

そうしましたら、次の4番目の情報の共有・公開というところで事務局のほうお願いいたします。

4. 情報共有・公開について（事務局・検討資料読み上げ）

【部会長】 この情報の共有と公開ということに関して、まずご意見をちょうだいしたいと思っております。

【荒井委員】 12時過ぎてもやるんですか。簡単にいきますけど。この情報の共有と公開について、最近の国政の面で後期高齢者医療制度が問題化されておりますけど、これは小泉さんのときにつくった法律ですよ。

【部会長】 はい。

【荒井委員】 ですから、法令が施行されてから騒ぎ出しとるわけですから、要するに情報が足りないことが分かった、遅かった、遅いですよ。ですから、生駒の場合でも歳出の削減ということで、各支出項目について削減していくということが現実にもう出始め

ておりますね。高齢者のいきいきカード、1万5,000円を1万円にすると。そういうなので、これ情報の公開を速やかにやらんといかんと思うんです。ですから、ここへ「速やかに」ということを入れたらいいと思うんですけどね。

【部会長】 そうですね、市民及び市やまちづくりに関する情報を分かりやすく速やかに、2のほうですね。市は市民に対し市の保有する情報を積極的に公開するとともに、速やかに分かりやすく提供しなければならないということです。

【飯尾委員】 とにかく早く出さないと。

【部会長】 それはやっぱり入れておいたほうがいいかな。旬を過ぎても仕方がない。そういう意味でやっぱり速やかにということは、荒井さんの言われるように文言は入れたらどうかと思うんです。いかがでしょうか。事務局としては、ここで速やかにという文言を入れるということ。速やかに分かりやすく提供しなければならないという。

ほかに何かご意見。

【上田委員】 先ほどから荒井さんおっしゃっているその分かりやすくという文言がこのところに出てきていますし。

【部会長】 これ自体も分かりやすくしなあかんぐらいで。このところに関して何かご意見、ほかにつけ加えるなり、ここだということ等ございますでしょうか。一応ここは、じゃ、問題ないものとして。

【飯尾委員】 基本的にやっていただけるなら。市とかこの趣旨に載っているみたい

に。

【事務局】 当然、縛られますので。

【部会長】 よろしく願いいたします。ということで、一応情報の共有及び公開ということに関しては、原案の文案に「速やかに」という文言を入れるということでまとめさせていただきました。よろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【部会長】 ということで、一応検討事項としては4項目ほぼ済みだったので。

その他、何かここで。

【荒井委員】 2点ちょっと申し上げます。

1点は4月15日の市の広報の2面ですか、こちらの課のほうで言われとったけれど、大変結構だと思います。全然今までの文章と違いまして、分かりやすく書いております。

【飯尾委員】 それ何ですか。

【部会長】 広報紙。

【飯尾委員】 はい、見ました。

【荒井委員】 それと私もう1つ総合計画の市民委員のほうも首を突っ込んでおるんですけど、市長のウェブ市長日記、あれを市の広報のほうに出してくれと我々もずっと希望して、実現しております。かなり、まず会議するのも市民参加ですから、そういうことの効果があって、出てきております。聞くことはきちっと出しておるということで、一步前進だと思いますから、一応感じましたのでお知らせをします。

もう1点ですけど、今後の予定について、タウンミーティングというのをこの間議論しましたけど、日程がここに出ておりますけど、我々としてこれに参加すべきか、しなくていいのかということについて。

【事務局】 これについては、後でちょっとお話をさせていただくようにしておりますので。

【部会長】 一応、ほかにここで協議すべきことはないということでしたらば、今事務局のほうからタウンミーティングの持ち方、今荒井さんの言われたことを事務局のほうから説明をお願いします。

【荒井委員】 1つだけ。この前、全体会議のときに議論がありましたけど、時間が長過ぎる云々ということですけど、野口先生、専門は心理学でいらっしゃいますね。

【部会長】 いや、僕は経済なんです。

【荒井委員】 経済ですか。

【部会長】 済みません。中川さんも実は経済なんです。

【荒井委員】 お聞きしたかったのは、人間の緊張がどのぐらい続くかというのは、私の記憶では大体成人で2時間が限度というふうには聞いてるんです。

【部会長】 事務局のほうからお話がありますが、幹事会を開きまして、タウンミーティングとのかかわり合いについて一応決めまして、その点について、じゃ、事務局のほうからご報告とそれからどんな形で進めるかということをちょっと伝えてください。

【事務局】 お手元のところにタウンミーティング開催概要ということで資料をお配りさせていただいています。第1回の検討委員会の時に提示させていただいたものでは、午後1時から、第1部、第2部というような形で30分ぐらいの休憩を挟んで2部制でやるというようなことを考えておったんですけども、検討会の中でも意見がございましたように長過ぎるんじゃないかというご意見がありましたことから、その後幹事会を開催させて

いただきご意見を聞かせていただき、市民自治については市民自治検討委員会の主催、市政全般については市の主催と実施主体も異なることから、実施の日は会場の都合等で同じ日ですが、市民自治については午前10時から市民自治検討委員会の主催で市民自治基本構想に関する項目を市民に周知を図っていく取り組みの一環としてやらせていただき、市政全般については午後1時からということで、これは市長が市政全般について市民の方と意見交換をするものですので、完全に分けて実施することに決定いただきました。したがって、この市民自治と市政全般の時間帯を午前と午後に分けて実施いたします。

【部会長】 10時ですね。

【事務局】 それとあと最初のスケジュールにもありましたように、野口先生が7月13日と10月19日、広報広聴部会として、野口先生が2回出てくれることになるんですけども、その日程に合わせまして、野口先生以外の委員さんのご出席について、ご協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【飯尾委員】 野口先生、いつでしたか。

【部会長】 私は13日の生駒市役所大会議室の。

【事務局】 7月13日とそれと10月19日。考えておりますのは、先生と、委員さんの中からの代表で、主催者側として、出席をお願いいたします。

【部会長】 主催者側といたしまして。

【事務局】 出ていただきたいなど。それ以外の委員さんにつきましては、ご都合がつき次第ご参加いただくという方向では考えていただきたらとは思っております。

【部会長】 まずは7月13日のほう、どなたかお願いしたいんですが。

【飯尾委員】 何人でしたか、広報委員会は。広報広聴委員会、全員で何人でしたか。

【部会長】 全員でこれだけ。

【事務局】 お二人は、きょうは欠席です。

【飯尾委員】 休みも入れて何人でしたか。9人か。

【事務局】 それぞれの部会長が合計8回出ていただくことになっておりまして、そのうちの2回が広報広聴部会の担当でございます。

【部会長】 2回が私の担当です。

【事務局】 野口先生の出席のところに広報広聴部会の委員さんの代表が出席していただけたらなということで、あとの地域コミュニティ部会は中川先生ですけども、中川先生は3回出ていただくんですけども、その部分については地域コミュニティ部会の委員さ

ん、それで澤井先生に出ていただくところには調査部会の委員さんということで割り振っていただけたらいいのやないかなと思っておるんです。

【飯尾委員】 我々は、だから13日か10月19日かどっちかということですよ。

【事務局】 そうですね。7月13日と10月19日の野口先生の担当の日をお願いします。

【部会長】 隣に座っていただくという人をちょっと。

【事務局】 包括的なものでは、みんなタウンミーティングのときは、もう学識の先生方が皆お答えしていただくという格好になりますので、総括して。

【飯尾委員】 野口先生を入れたら10人ですわね。9人では、あとはこれ割るしかないのと違いますか。4と5ですか。

【部会長】 とにかくもうお一人が、それに参加していただくという方と、もう1つは私出ますので、私の隣にどなたか座っていただく方ですよ、決めなきゃならんのはね。そういうことですね。そうでしょ、決めなきゃならんのは。

【飯尾委員】 10時からですか。

【部会長】 私をフォローしていただく方がまず。

【上田委員】 フォローどころから、余計なことを言うて先生の足を引っ張るんでは。

【事務局】 できたら、お一人出ていただいて、ほかの方はその会場でご参加という格好でお願いできたらなと思います。壇上に上がっていただくのは先生ともう1人の方で、あとは皆さんで、みんなに来ていただくということで。

【部会長】 全員、これとこれは全員参加という形にしておいて。

【上田委員】 別にあれですね、よその日に、例えば22日に偵察兼ねて行くというのオーケーですよ。

【事務局】 そんなのは結構です。

【上田委員】 どういう質問が出るかというのを。

【部会長】 7月13日のほう、どなたか。

【上田委員】 どっちでもいいですよ。両方とも今のところあいていますから。

【部会長】 じゃ、上田さん、お願いできますか。一応上のほうで。

【上田委員】 いやいや、ほかの方で。

【部会長】 とにかく、何となく上田さん、お願いできますか。何となくという言い方は……。

【上田委員】 はい。

【部会長】 ということで今ご返事いただきましたので、7月13日の生駒中学区のこの市役所の大会議室のときには、頼りない私をフォローしていただく人として、上田さんお願いいたします。あとは、皆さんご参加いただいて、フロアのほうでサポートしていただくという形で、それでよろしいでしょうか。

【上田委員】 このときは、よその部会のところのも当然説明されるのですね。

【部会長】 出てくるでしょうね。それはある程度事務局に振りながら行きましょう。

【事務局】 事務局は確実に野口先生を頼りにしていますのでよろしくお願いします。

【飯尾委員】 これ、13日は車もあれですね。あそこは。

【事務局】 はい、市役所の駐車場はあいています。

【山田委員】 10時に間に合うように行って、あとほかのことはよろしいんですか。準備なんかは。

【事務局】 設営とか、会議室とかの準備は職員でしておきますので。

【飯尾委員】 じゃ、13日は先生方のサポートのほうへ行きます。

【部会長】 じゃ、お願いいたします。

【飯尾委員】 出席させてもらいます。立場上、壇上に上がってはあんまり言うのはちょっと、申しわけないんです。

【部会長】 そしたら、とにかく壇上というか、そのほうでは一応上田さんをお願いするということで行きます。

10月19日のほうは、鹿ノ台中学校区です。鹿ノ台公民館ですね。

【事務局】 鹿ノ台地区公民館での開催となり駐車場は前に中学校があるんですけども、中学校の敷地の一部に駐車場部分がありますので、そこをお借りしようと思います。グラウンドの中に入れられないと思いますけども。

【飯尾委員】 行くのは、先生だけにあれやから、私も行かせて、そのつもりにはしています。

【部会長】 壇上で玉砕なんてなりかねませんから。次の部会で決めましょうか。

【上田委員】 校区やから行かなあかんとは言うてはりましたよ、この間。

【部会長】 でしょう？ だからそれを聞いているから、ちょっとね。

【飯尾委員】 10月は大分先や。

【部会長】 10月は一応ペンディングにしておきます。ただし、候補者がいないでも

ないという形ぐらいにしておいて。

【飯尾委員】 行かせてもらいます、それは。上がりませんがね。応援団として行かせてもらいます。

【部会長】 よろしくお願ひいたします。まずはこのタウンミーティングのほうはそういう形でよろしくお願ひいたします。

それから、今荒井さんのほうが指摘をした広報紙、今後、同一の。やっぱり定期的に掲載していこうと。その方法なんです、何かこれはという方法ございますでしょうか。こういうほうがええねんということ。今1つ先ほど荒井さんが言われたように、4月15日というのが1つの好評でした。もし、方法として何かこれはということでしたら、こちらのほうから例えば主要な項目について説明して、またQ&Aというようなやり方で説明させてもらえたらなと思うんですが。

【春見委員】 チラシか何かでされるのですか。

【部会長】 これは、広報いこまに。

【事務局】 連載的なものを載せたらいいのと違うかなと、今自治基本構想の中ではこういうふうに出ているんですけども、なかなか市民のほうに分かりづらいところもあるやろうから、それをQA方式でも、市民ニーズは何やねんというときに、こうこうこういうものですよというような格好でさせてもらうほうが、より理解が得やすいのと違うかなと。そういう方向でよかったら、ちょっと事務局としてもっと部会長さんと協議させてもらいながらつくらせてもらうほうがええんかなと思っているんですが。

【飯尾委員】 公民館とかコミュニティセンターとか、見れるところに置いておいてもらうということになる。

【事務局】 広報紙ですから、コミュニティセンターとかにおきますし、各ご家庭のほうに配布いたします。

【部会長】 全部入っていきます。

【事務局】 理解が得やすいかなと思ひまして。

【荒井委員】 それに関してですけど、去年の12月8日のタウンミーティングの出席者のアンケート、あれ回覧板ですね。ミーティングに参加した人が44%、断トツですね。ですから、広報いこまを見る人よりは、タウンミーティングについては、回覧板を見て来るかという人が多かったというようなデータがありますね。

【事務局】 それも自治会のほうについては、タウンミーティングの前に全部回覧を回

していただくようにはしていますので、多分そのことをおっしゃっているんだと思うんですけれども。

【荒井委員】 そうですね。

【事務局】 それは今年度も同じようにはさせていただきます。

【事務局】 今ご提案させていただいていますのは、この間の検討委員会の中で4月15日号の広報いこまに登載いたしましたけれども、今後もこの基本構想の内容を継続して広報紙に載せていきたいと思います。その載せ方について今、お手元にイメージを配りさせていただいておりますが、きょう述べさせていただいた内容ですとかを組み合わせてしながら、特集記事でちょっと継続して載せようと考えております。

【部会長】 シリーズを、シリーズで。

【事務局】 シリーズで載せていきたいなというふうに考えておりますので。

【部会長】 ということですね。これはこの前の全体会のときに一応それでいこうというふうに決められました。それに沿って、そうすると今度はどういう形にしようかということになりますと、一応皆さんできる限り理解していただけるようにということだったら、Q&A、こういうような例が出されましたけど、大体こういうようなことをある程度念頭に、こういう形を念頭に入れながら進めていきたいなと。ただし、内容をどうしようかということに関しては、実は申しわけありませんが、時間的なこともありますし、一応私とそれから事務局のほうでご一任させていただけたらと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

【一同】 お願いします。

【部会長】 事務局のほうで何か。一応私のほうで用意しているのは、これで終わりました。事務局のほう、ほかに何かございますでしょうか、つけ加えることは。それからまた皆さんのほうから何か。

【事務局】 それと別添の資料で、メールできょう欠席されている速水委員さんのほうからこういった内容のメールが届いています。これにつきましては、ちょっと趣旨を取り違えておられるのかなという部分もありまして、協働についてということで頭書いているんですが、市の情報を分かりやすく積極的に公開するというのは、情報共有のところの分野で書いているところがございます、協働については、速水委員さんのおっしゃっているように、補完性の原則というのをうたっておりますので、趣旨には合致しているということで、事務局としては認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。こ

ういうものが来ましたので、皆さんのほうへ紹介させていただきました。

【部会長】 ほかに何か、ないようでしたら、じゃ。大変長時間にわたって、私のほうの
の下手際もありまして大変長時間になったことをおわびいたしまして、一応これできょう
の広報広聴部会は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。